

指定障害福祉サービス事業者等の更新手続きQ&A

問1 更新時期を知りたい。

指定有効期間は6年間です。指定日の6年後の前日が指定有効期間の満了日です。

例：平成20年4月1日が指定日 → 平成26年3月31日が指定有効期間満了日

※必ず事業者で指定有効期間満了日を把握し、2カ月前までに更新申請を行ってください。

問2 手続きをしなければどうなるのか。

指定の更新を受けなければ指定の効力を失うこととなり、サービスの提供が実施できなくなります。

問3 指定の有効期間満了日を1日でも経過したらどうなるのか。

指定の有効期間内に手続きをしなかった場合、指定の効力を失うこととなります。

なお、指定有効期間満了日以降の手続きは、新規指定の手続きとなります。

問4 指定有効期間を過ぎた場合は新たに指定を受けるとのことだが、その場合、指定を受けるまでの間はサービスの提供はできなくなるのか。

指定の有効期間内に手続きをしなかった場合、指定有効期間満了に伴い指定の効力がなくなり、介護給付費等の算定はできなくなります。

問5 休止中の事業所も更新できるのか。

休止中の事業所については、人員及び設備に関する基準を満たしていないので、更新を受けることができず、指定の有効期間満了日をもって指定の効力を失うこととなります。

ただし、指定の有効期間満了日までに「再開届（第3号様式）」を提出し、人員及び設備に関する基準を満たした場合は、指定の更新手続きを行うことができます。

問6 指定の更新申請を行わない場合、何か手続きが必要なのか。

「廃止届（第3号様式の2）」を提出してください。

なお、「廃止届」は廃止の日の1カ月前までに提出してください。

廃止する際、利用者がいる場合は、利用者等に対する措置が必要です。

問7 手続きの窓口はどこか。

鹿児島市 障害福祉課 障害施設係 に申請してください。
ただし、障害児施設は鹿児島地域振興局が窓口です。

問8 更新申請書を提出してから、提出した内容が変更となった場合の手続きはどうなるのか。

別途、変更届を作成し提出するとともに、必要に応じて更新申請書類を差し替えてください。
なお、更新申請書類提出後の変更に係る届出である旨を、変更届の余白に明記してください。

問9 同一法人で複数の事業所等の更新申請をする場合、提出書類は1部でよいのか。

申請書及び添付書類は、事業所等ごとに1部ずつ提出してください。
(例) 同一法人が、就労移行支援事業所と障害者支援施設を営んでいる場合は、それぞれについて、申請書類が必要です。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護の指定を一体的に受けている場合や、指定(一般・特定・障害児)相談支援事業所、多機能型事業所については、1部で可です。

問10 登記事項証明書は、複数の事業所等を同時に申請する場合、すべて原本でなければならないのか。

登記事項証明書については、同日に複数事業所の更新申請書を提出する場合は、一部は原本とし、他の事業所等についてはコピーで可です。

問11 その他、留意する点があるのか。

更新に当たっては、当初の指定申請書類及びその後の変更届等により、市が把握している内容と、更新申請の際に提出された書類の内容が一致していることが原則です。
一致していない場合は、変更届の提出漏れであることから、指定更新の書類だけでなく、当該一致していない事項に係る「変更届」の提出が必要となりますので、事前に相談してください。
なお、変更届の変更年月日の欄には、当該変更が生じた日付を記入してください。
また、当該届出時期により理由書等の提出を求めることがあります。